

既修得単位の認定に関する説明

博士課程前後期連携教育プログラム（融合コース・高度コース）の学生は修士課程で修得した科目について修士課程修了に必要な単位を超えて履修した授業科目について、4単位を超えない範囲で、博士後期課程における既修得単位として認定されることがあります。

【注意】

◆修士から博士へ進学の際に同じプログラム・コースでないと認められません。

（例）	修士		博士
	○物質機能・変換科学	→	物質機能・変換科学
	×高度コース	→	生命・医工
	×修士	→	高度コース

◆修士修了に必要な単位を超えて履修した授業科目であったとしても「履修指定欄」の修士・博士ともに「○」が記載していないと認められません。

◆1.5単位科目を3科目（計4.5単位）での申請は認められません。

既修得単位の認定申請について

申請する場合は、下記のとおり提出してください。

- 【必要書類】
- ・既修得単位認定申請科目一覧（別紙）
 - ・既修得単位認定申請書（連携プログラム）（別紙）
 - ・（様式任意）当該科目の成績証明書

【提出締切】 令和3年4月16日（金）

【提出先】 Aクラスター教務掛

博士課程前後期連携教育プログラムにおける
既修得単位認定申請書

1. 既修得単位として認められる授業科目は、修士課程において履修することを認めた博士後期課程配当の授業科目で、かつ、修士課程の修了に必要な単位（30単位）を超えて修得した授業科目であること。
2. 既修得単位として認められる単位数は、4単位を超えないものとする。
3. 本申請により認定された場合、認定される科目名は「連携プログラム（〇〇〇〇（本申請における科目名）」となり、修士課程における単位は増加単位となる。

既修得単位認定申請科目一覧

[illegible]

※・申請者は太線の枠内のみ記入してください。

・修得したとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位までです。

【博士課程前後期連携教育プログラムを履修する学生の博士後期課程における既修得単位の認定】

修士課程において履修することを認めた博士後期課程配当の授業科目で、かつ、修士課程の修了に必要な単位(30単位)を超えて修得した授業科目であること(修得したとみなすことができる単位数は4単位まで)。

・ 認定の可否については、いずれかに○を付して下さい。